福井県物価高騰対策支援金（医療機関・福祉施設等）交付要領

（趣旨）

第１条　福井県の交付する医療機関・福祉施設等における物価高騰対策にかかる支援金（以下「支援金」という。）については、この要領の定めるところによる。

（目的）

第２条　原油価格高騰および物価高の影響により、経営に大きな影響が生じている病院、診療所（健康保険法第６３条第３項第１号に基づく指定を受けている病院、診療所に限る）（市町立病院・診療所は除く）、歯科技工所（保険医療機関からの委託等を受けて歯科技工を行っている施設）、施術所（受領委任取扱施設に限る）、助産所、薬局（健康保険法第６３条第３項第１号に基づく指定を受けている薬局に限る）、高齢者福祉施設、障がい者福祉施設、私立保育所等、私立幼稚園、児童入所施設（以下「医療機関・福祉施設等」という。）に対し、電気料金の物価高騰の影響額相当分を支援することにより、事業者の経営の安定化および地域に不可欠なサービスの安定した提供につなげる。

（支援金の給付）

第３条　支援金は、県内の医療機関・福祉施設等に支援する。

２　支援金の金額は、別表１のとおりとする。

（支援金の申請等）

第４条　支援金の給付を受けようとする場合、福祉施設等は、あらかじめ指定する期日までに交付申請書（様式第１号）、福祉施設等情報（様式第２号）、振込先金融機関口座確認書類の写し（様式第３号）、その他知事が必要と認める書類を福井県の指定する委託事業者を通じて、福井県知事（以下「知事」という。）に提出するものとする。

２　医療機関等または薬局は、あらかじめ指定する期日までに医療機関等交付申請書（様式第４号）または薬局交付申請書（様式第５号）および振込先金融機関口座確認書類の写しを福井県の指定する委託事業者を通じて、知事に提出するものとする。

（申請の受付開始日及び期限）

第５条　支援金の申請受付開始日は、令和８年１１月２日（月）とし、令和８年１２月２５日（金）までに申請しなければならない。

（給付の決定）

第６条　知事は、医療機関・福祉施設等から第４条の規定に基づく申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、速やかに支援金の給付を決定するものとし、その決定の内容を申請者に通知するとともに、支援金を給付する。

（支援金の給付等に関する周知等）

第７条　知事は、福井県物価高騰対策支援金（医療機関・福祉施設等）交付事業の実施に当たり、給付対象者の要件、申請の方法、申請受付開始日等の事業の概要について、広報その他

の方法による医療機関・福祉施設等への周知を行う。

（申請が行われなかった場合等の取扱い）

第８条　知事が前条の規定による周知を行ったにもかかわらず、医療機関・福祉施設等から第５条に定める申請の期限までに第４条の規定による申請が行われなかった場合は、給付対象者が支援金の給付を受けることを辞退したものとみなす。

２　知事が第６条の規定による給付の決定を行った後、申請書の不備による振込不能等があり、福井県が確認等に努めたにもかかわらず申請書の補正が行われず、給付対象者の責に帰すべき事由により給付ができなかったときは、当該申請が取り下げられたものとみなす。

（不当利得の返還）

第９条　知事は、支援金の給付を受けた後に給付対象者の要件に該当しないことが明らかとなった者または偽りその他不正の手段により支援金の給付を受けた者に対して、給付を行った支援金の返還を求める。

（受給権の譲渡または担保の禁止）

第10条　支援金の給付を受ける権利は、譲り渡し、または担保に供してはならない。

（その他）

第11条　この要領の実施のために必要な事項は、知事が別に定める。

【別表１】

医療機関等・薬局

対象施設	支援額	
・病院（※）	（許可病床数－休止病床数）×８，２５０円 ただし、最低１８，７５０円	
・有床診療所（医科）（※）	（許可病床数－休止病床数）×８，２５０円 ただし、最低１８，７５０円	
・無床診療所（※）	１８，７５０円／施設	
・歯科診療所	１８，７５０円／施設	
・歯科技工所	１８，７５０円／施設	
・施術所	１８，７５０円／施設	
・助産所	分娩取扱あり	療養ベッド×８，２５０円 ただし、最低１８，７５０円／施設
	分娩取扱なし	１８，７５０円／施設
・薬局	１８，７５０円／施設	

※　市町立病院・診療所は除く